

浜田駅南北自由通路掲示板有料広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市有料広告掲載要綱（平成19年浜田市告示第165号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、浜田駅南北自由通路掲示板への有料広告の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 広告媒体は、浜田駅南北自由通路に設置している掲示板（以下「掲示板」という。）とする。

(広告枠の売渡し)

第3条 市長は、要綱第15条の規定により、広告枠（広告を掲載する権利）を広告取扱業者に期間を定めて売り渡すものとする。

2 前項の規定による広告取扱業者の選定については、市長が別に定める。

（平成22年・一部改正）

(規格、掲載位置等)

第4条 掲示板の1枠の規格は、縦1.0m、横2.15m以内とし、掲載できる掲示板の位置は、市長が別に定める。

(掲載料の額及び納入方法)

第5条 広告掲載料の額（以下「掲載料」という。）及び納入の方法は、広告取扱業者が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定による掲載料を広告取扱業者に収受させるものとする。

(掲載の基準)

第6条 掲載する広告は、浜田市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）に適合するものとする。

2 広告取扱業者は、広告の原稿を基準に従って制作し、掲載する1週間前までに建設部建設整備課に提出し、承認を得なければならない

(募集方法)

第7条 広告の募集方法は、次に定める方法による。

(1) 浜田市ホームページへの掲載

(2) その他市長が定める方法

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。